

令和2年松前町規則第18号

松前町税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年12月28日

松前町長 岡 本 靖

松前町税条例施行規則の一部を改正する規則

松前町税条例施行規則（平成21年松前町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
様式番号	名称	根拠条文	様式番号	名称	根拠条文
省略			省略		
27	_____固定資産税納税通知書及び納付書	<u>法第364条及び条例第68条第1項</u>	27	<u>地方税法第364条第5項の</u> 固定資産税納税通知書及び納付書	<u>条例第68条第2項</u>
省略			省略		
30	軽自動車税（種別割）納税通知書及び納付書	法第463条の18及び条例第85条_____	30	軽自動車税_____納税通知書及び納付書	法第446条第2項及び条例第85条本文
省略			省略		
様式第5号			様式第5号		
第 号	納付（入）通知書		第 号	納付（入）通知書	
省略			省略		

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法\_\_\_\_\_第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合



する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パ

する時における日本銀行法\_\_\_\_\_第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします\_\_\_\_\_

ーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

省略

様式第9号

第 号	地方税法第14条の16の規定による徴収通知書
省略	
記	
1	「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年

\_\_\_\_\_) を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

省略

様式第9号

第 号	地方税法第14条の16の規定による徴収通知書
省略	
記	
1	「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法_____第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後_____の期間については、当該期間の属する各年の前年



## 様式第10号

第 号	地方税法第14条の16の規定による交付要求書
省略	
記	
1	<p>「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パ</p>

## 様式第10号

第 号	地方税法第14条の16の規定による交付要求書
省略	
記	
1	<p>「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法_____第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後_____の期間については、当該期間の属する各年の前年に_____租税特別措置法_____第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パ</p>

一セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

様式第11号

第 号	担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書
省略	
記	
1	「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日

一セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします

\_\_\_\_\_)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

様式第11号

第 号	担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書
省略	
記	
1	「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日

から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、

から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法\_\_\_\_\_第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします\_\_\_\_\_

年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

省略

様式第12号

第 号	地方税法第14条の18の規定による告知書
省略	
記	
1	「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割

\_\_\_\_\_)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

省略

様式第12号

第 号	地方税法第14条の18の規定による告知書
省略	
記	
1	「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法_____第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割

合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、365日当たりの割合で

合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします\_\_\_\_\_。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、365日当たりの割合で

す。

2 省略

省略

様式第13号

第 号	納 税 義 務 消 滅 通 知 書
省略	
記	
1	<p>「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセン</p>

す。

2 省略

省略

様式第13号

第 号	納 税 義 務 消 滅 通 知 書
省略	
記	
1	<p>「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法_____第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後_____の期間については、当該期間の属する各年の前年に_____租税特別措置法_____第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセン</p>



省略

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した

省略

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法\_\_\_\_\_第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した

割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

様式第17号 その2

第 号	地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書	
権利者等	年 月 日	
住(居)所		
(所在地)	松前町長	印
	様	
(名 称)		
下記のとおり地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第16条の規定により交付要求しました。		
	住(居)所 (所在地)	

納付者 (義務者)	氏名 (名称)									
	年度	税目	期別	納期限	税額	加算金額	延滞金額	督促手数料	滞納処分費	備考
					円	円	納期限の翌日 月 日 下記金額	円	下記金額 ( 円)	
							納期限の翌日 月 日 下記金額		下記金額 ( 円)	
							納期限の翌日 月 日 下記金額		下記金額 ( 円)	
							納期限の翌日 月 日 下記金額		下記金額 ( 円)	
							納期限の翌日 月 日 下記金額		下記金額 ( 円)	
財産又は事件に係る 交付要求に係る										
執行機関名							差押年月日		年 月 日	
交付要求年月日			年 月 日							
記										
<p>1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日まで</p>										

の期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 「滞納処分費」は、「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用で上記( )内の金額は、この文書作成の日までのものです。

様式第18号

様式第18号(その1)

第	号	地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書
---	---	-------------------------

様式第18号 その1

第	号	地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書
---	---	-------------------------

省略  
\_\_\_\_\_地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により下記のとおり交付要求しました。

省略

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつ

省略  
下記のとおり、地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第16条4の規定により\_\_\_\_\_交付要求しました。

省略

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法\_\_\_\_\_第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつ

ては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

省略

様式第18号（その2）

第 号	地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書
省略	
	地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により下記のとおり交付要求しました。
省略	

ては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

省略

様式第18号 その2

第 号	地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書
省略	
	下記のとおり地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第16条の規定により _____ 交付要求しました。
省略	

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合

記

1 「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法\_\_\_\_\_第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合

には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年<sup>じゅん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

様式第22号

様式第22号(その1)

(表) 省略

(裏)

(注意)

1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー

には、年7.3パーセントの割合)とします\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年<sup>じゅん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 省略

様式第22号 その1

(表) 省略

(裏)

(注意)

1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー

セント)の割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例

セント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします\_\_\_\_\_

基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

### 3 省略

#### 様式第22号（その2）

（表） 省略

（裏）

（注意）

#### 1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2

\_\_\_\_\_。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

### 3 省略

#### 様式第22号 その2

（表） 省略

（裏）

（注意）

#### 1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_

年法律第8号)による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 省略

様式第22号(その3)

(表)

租税特別措置法

第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします\_\_\_\_\_。)

を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 省略

様式第22号 その3

(表)

㊤愛媛県松前町

年度 軽自動車税(種別割) 納付書兼領収済通知書

省略

省略

省略

㊤愛媛県松前町

年度 軽自動車税(種別割) 納付書

省略

省略

省略

㊤軽自動車税(種別割) 督促状

省略

年度 軽自動車税(種別割) 領収証書

省略

省略

(裏)

(注意)

1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

㊤愛媛県松前町

年度 軽自動車税\_\_\_\_\_ 納付書兼領収済通知書

省略

省略

省略

㊤愛媛県松前町

年度 軽自動車税\_\_\_\_\_ 納付書

省略

省略

省略

㊤軽自動車税\_\_\_\_\_ 督促状

省略

年度 軽自動車税\_\_\_\_\_ 領収証書

省略

省略

(裏)

(注意)

1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を



た割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

### 3 省略

#### 様式第22号 (その4)

(表) 省略

(裏)

省略

省略

省略

(注意)

#### 1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

---

---

---

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

### 3 省略

#### 様式第22号 その4

(表) 省略

(裏)

省略

省略

省略

(注意)

#### 1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合と

---

---

---

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 省略

\_\_\_\_\_します。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします\_\_\_\_\_。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 省略

様式第22号（その5）

（表） 省略

（裏）

（注意）

1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

---

---

---

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_の期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準

様式第22号 その5

（表） 省略

（裏）

（注意）

1 省略

2 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_租税特別措置法\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準



所得から差し引かれる金額	省略																	
	扶養親族該当区分										本人該当区分							
	控	老	特	同	老	16	一	特	普	同	未	特	普	寡	ひ	勤		
	配	配	定	老	人	歳	般	障	障	障	成	障	障	婦	と	学		
省略																		

普通徴収期割額

省略

省略

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号	
省略	
支払者の法人番号	

年金特別徴収期割額

省略

省略

省略

(裏)

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があ

所得から差し引かれる金額	省略																	
	扶養親族該当区分										本人該当区分							
	控	老	特	同	老	一	特	普	同	未	特	普	寡	特	寡	勤		
	配	配	定	老	人	般	障	障	障	成	障	障	婦	寡	夫	学		
省略																		

普通徴収 \_\_\_\_\_

省略

省略

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類	
省略	

特別徴収（年金天引き）

省略

省略

省略

(裏)

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があ

るとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の\_\_\_\_\_租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第24号(その2)

(表)

年度 町県民税納税通知書

(口座振替用)

省略

省略

省略

省略

年度 町県民税納税通知書

るとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合\_\_\_\_\_に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第24号 その2

(表)

年度 町県民税納税通知書

(口座振替用)

省略

省略

省略

省略

年度 町県民税納税通知書

省略

所得から差し引かれる金額	所得控除額		所得控除額												
	雑損	障・寡・ひ・勤													
	省略														
	扶養親族該当区分			本人該当区分											
控配	老配	特配	同老	老人	16歳未満	一般	特障	普障	同障	未成年	特障	普障	寡婦	ひとり親	勤学
省略															

省略

省略

所得から差し引かれる金額	所得控除額		所得控除額												
	雑損	障・寡____・勤													
	省略														
	扶養親族該当区分			本人該当区分											
控配	老配	特配	同老	老人	一般	特障	普障	同障	未成年	特障	普障	寡婦	特寡	寡夫	勤学
省略															

省略

普通徴収期割額

期別	納付額	(カ)に係る 充当額	充当後 納付額	納期限	振替日
省略					

省略

特別徴収を行う <u>公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号</u>	
省略	
支払者の法人番号	

年金特別徴収期割額

省略
省略

普通徴収\_\_\_\_\_

期別	納付額	(カ)に係る 充当額	充当後 納付額	納期限
省略				

省略

特別徴収を行う <u>公的年金の支払者の名称及び種類</u>	
省略	

特別徴収（年金天引き）\_\_\_\_\_

省略
省略



(年金特別徴収対象者用)

省略

省略

年度 町県民税納税通知書

省略

省略

省略

所得から差し引かれる金額			所得控除額										所得控除額			
	雑損												障・寡・ひ・勤			
	省略															
	扶養親族該当区分												本人該当区分			
	控配	老配	特配	同老	老人	16歳未満	一般	特障	普障	同障	未成年	特障	普障	寡婦	ひとり親	勤学
省略																

普通徴収期割額

期別	納付額	(カ)に係る 充当額	充当後 納付額	納期限	振替日
省略					

省略

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号	
省略	

(年金特別徴収対象者用)

省略

省略

年度 町県民税納税通知書

省略

省略

省略

所得から差し引かれる金額			所得控除額										所得控除額			
	雑損												障・寡____・勤			
	省略															
	扶養親族該当区分												本人該当区分			
	控配	老配	特配	同老	老人	一般	特障	普障	同障	未成年	特障	普障	寡婦	特寡	寡夫	勤学
省略																

普通徴収\_\_\_\_\_

期別	納付額	(カ)に係る 充当額	充当後 納付額	納期限
省略				

省略

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類_____	
省略	

支払者の法人番号

年金特別徴収期割額

省略

省略

省略

(裏)

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の\_\_\_\_租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じぶん</sup>閏年の日を含む期間

特別徴収(年金天引き)

省略

省略

省略

(裏)

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合\_\_\_\_に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じぶん</sup>閏年の日を含む期間

についても、365日当たりの割合です。

様式第24号 (その4)

(表)

㊤愛媛県松前町

年度 町県民税 領収済通知書

省略

省略

省略

省略

省略

省略

省略

— 年 月 日

省略

省略

省略

(裏) 省略

様式第24号 (その5)

(表)

㊤愛媛県松前町

年度 町県民税 領収済通知書

省略

省略

省略

省略

省略

についても、365日当たりの割合です。

様式第24号 その4

(表)

㊤愛媛県松前町

年度 町県民税 領収済通知書

省略

省略

省略

省略

省略

省略

省略

平成 年 月 日

省略

省略

省略

(裏) 省略

様式第24号 その5

(表)

㊤愛媛県松前町

年度 町県民税 領収済通知書

省略

省略

省略

省略

省略

省略	
省略	
_____	年 月 日
省略	省略

省略  
 (裏) 省略

様式第27号

様式第27号 (その1)

(表) 省略  
 (裏)

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の\_\_\_\_\_租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年\_\_\_\_\_における

省略	
省略	
<u>平成</u>	年 月 日
省略	省略

省略  
 (裏) 省略

様式第27号 その1

(表) 省略  
 (裏)

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合\_\_\_\_\_」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における

延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

省略

様式第27号（その2）

（表） 省略

（裏）

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の\_\_\_\_\_ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 \_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合

特例基準割合 \_\_\_\_\_に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合 \_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

省略

様式第27号 その2

（表） 省略

（裏）

説明書

1～4 省略

5 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法 \_\_\_\_\_ 第93条第2項の規定により告示された割合 \_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合 \_\_\_\_\_」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合 \_\_\_\_\_に年7.3パーセントの割合を加算した割合

とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第27号（その3） 省略

様式第27号（その4） 省略

様式第30号

様式第30号（その1）

（表）

㊦愛媛県松前町 \_\_\_\_\_ 年度 軽自動車税（種別割）領収済通知書

省略

省略

省略

㊦愛媛県松前町

\_\_\_\_\_ 年度 軽自動車税（種別割）納付書

省略

省略

省略

㊦愛媛県松前町

\_\_\_\_\_ 年度 軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収書

省略

省略

とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合 \_\_\_\_\_ に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第27号 その3 省略

様式第27号 その4 省略

様式第30号 その1

（表）

㊦愛媛県松前町 平成 \_\_\_\_\_ 年度 軽自動車税 \_\_\_\_\_ 領収済通知書

省略

省略

省略

㊦愛媛県松前町

平成 \_\_\_\_\_ 年度 軽自動車税 \_\_\_\_\_ 納付書

省略

省略

省略

㊦愛媛県松前町

平成 \_\_\_\_\_ 年度 軽自動車税 \_\_\_\_\_ 納税通知書兼領収書

省略

省略

省略	省略
軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者(登録している人)に課税されます。	
省略	

省略

軽自動車税(種別割)納税証明書  
(継続検査用)

省略

省略
----

下欄に所定の領収日付印が押印されている場合に限り、上記の軽自動車について軽自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。ただし、車両番号の欄及び有効期限の欄に*****印の表示があるものは納税証明書として使用することはできません。	省略
省略	

(裏)

省略
----

注意

- 1 省略
- 2 車両番号の欄及び有効期限の欄に\*\*\*\*\*印の表示がある場合は、前年度以前の年度分の軽自動車税(種別割)に未納があるため、納税証明書として使用できません。  
直ちに、未納の軽自動車税(種別割)を納付し、役場税務課で納税証明書の交付を受けてください。

省略	省略
軽自動車税_____は、4月1日現在の所有者(登録している人)に課税されます。	
省略	

省略

軽自動車税\_\_\_\_\_納税証明書  
(継続検査用)

省略

省略
----

下欄に所定の領収日付印が押印されている場合に限り、上記の軽自動車について軽自動車税_____の滞納がないことを証明します。ただし、車両番号の欄及び有効期限の欄に*****印の表示があるものは納税証明書として使用することはできません。	省略
省略	

(裏)

省略
----

注意

- 1 省略
- 2 車両番号の欄及び有効期限の欄に\*\*\*\*\*印の表示があるものは、前年度以前\_\_\_\_\_分の軽自動車税\_\_\_\_\_に未納があるため、この納税証明書は使用できません。  
直ちに、未納の軽自動車税\_\_\_\_\_を納付し、役場税務課で納税証明書の交付を受けてください。

3 省略

軽自動車税(種別割)税額表

省略

説明書

1 地方税法第443条 及び松前町税条例第80条の規定により、  
原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して、その所有者に軽自動車税(種別割)が課せられます。

2 省略

3 省略

4 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した

3. 省略

軽自動車税 税額表

省略

説明書

1. 地方税法第442条の2及び松前町税条例第80条の規定により、  
原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して、その所有者に軽自動車税 が課せられます。

2. 省略

3. 省略

4. 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント( )の割合(当該年の前年に租税特別措置法 第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合 に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合 に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した

割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

5 軽自動車の廃車、売買又は標識紛失等の場合には、直ちに申告をしてください。原動機付自転車、小型特殊自動車(テラー、トラクター、乗用装置を有する自脱型コンバイン、フォークリフト等)の届出は役場税務課へ、小型自動二輪・軽二輪車の届出は愛媛運輸支局へ、その他の軽自動車は軽自動車検査協会愛媛事務所へ申告してください。これらの届出をしないと、いつまでも課税されますから注意してください。

6 受入小売業者(コンビニエンスストア)は、松前町に代わり軽自動車税(種別割)を「代理受領」しています。

様式第30号 (その2)

(表)

㊦愛媛県松前町

年度軽自動車税(種別割)領収済通知書

省略

省略

省略

㊦愛媛県松前町

年度軽自動車税(種別割)納付書

省略

省略

省略

割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

5. 軽自動車の廃車、売買又は標識紛失等の場合には、ただちに申告をしてください。原動機付自転車、小型特殊自動車(テラー、トラクター、乗用装置を有する自脱型コンバイン、フォークリフト等)の届出は役場税務課へ、小型自動二輪・軽二輪車の届出は愛媛県陸運事務所へ、その他の軽自動車は軽自動車検査協会愛媛事務所へ申告してください。これらの届出をしないと、いつまでも課税されますから注意してください。

6. 受入小売業者(コンビニエンスストア)は松前町に代わり軽自動車税\_\_\_\_\_を「代理受領」しています。

様式第30号 その2

(表)

㊦愛媛県松前町

年度軽自動車税\_\_\_\_\_領収済通知書

省略

省略

省略

㊦愛媛県松前町

年度軽自動車税\_\_\_\_\_納付書

省略

省略

省略

軽自動車税(種別割)納税証明書

(継続検査用)

省略

省略	
下欄に所定の領収日付印が押印されている場合に限り、上記の軽自動車について軽自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。ただし、車両番号の欄及び有効期限の欄に*****印の表示があるものは納税証明書として使用することはできません。	
省略	省略

⊙愛媛県松前町

年度軽自動車税(種別割)領収証書

省略

省略	
<u>上記のとおり領収しました。</u>	
年 月 日	
_____	
省略	省略

(納税者保管)

軽自動車税\_\_\_\_\_納税証明書

(継続検査用)

省略

省略	
下欄に所定の領収日付印が押印されている場合に限り、上記の軽自動車について軽自動車税_____の滞納がないことを証明します。ただし、車両番号の欄及び有効期限の欄に*****印の表示があるものは納税証明書として使用することはできません。	
省略	省略

⊙愛媛県松前町

年度軽自動車税納税通知書兼領収書

省略

省略	
<u>あなたの税額は上記のとおりなので通知します。</u>	
年 月 日	
松前町長	印
<u>上記金額を領収しました。</u>	
省略	省略
<u>軽自動車税は、4月1日現在の所有者(登録している人)に課税されます。</u>	

(注)裏面をお読み下さい。(納税者保管)

(裏)

(裏)

説明書

- 1 地方税法第442条の2及び松前町税条例第80条の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して、その所有者に軽自動車税が課せられます。
- 2 納税者は、この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この裁決の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 納期限までに税金を完納しないため督促を受けた場合には督促手数料が徴収され、かつその督促状を発布した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、滞納処分が行われます。
- 4 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日か

ら税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- 5 軽自動車の廃車、売買又は標識紛失等の場合には、ただちに申告をしてください。原動機付自転車、小型特殊自動車(テラー、トラクター、乗用装置を有する自脱型コンバイン、フォークリフト等)の届出は役場税務課へ、小型自動二輪・軽二輪車の届出は愛媛県陸運事務所へ、その他の軽自動車は軽自動車検査協会愛媛事務所へ申告してください。これらの届出をしないと、いつまでも課税されますから注意してください。

軽自動車税額表

区 分		分 類	税 額	車 種
原動機付 自 転 車	1 種	50ccまで	円	11
	2 種 乙	90cc //		12
	2 種 甲	125cc //		13
	ミニカ 二	50cc //		14
軽 二 輪		250cc //		21
二輪の小型自動車		250cc超え		22
軽 三 輪		550ccまで		31
軽 四 輪	自 家 用	貨 物		41
		乗 用		42
	営 業 用	貨 物		43
		乗 用		44
小 型 特 殊 自 動 車		農 耕 用		51
		その他のもの		52
		ボートトレーラー・フルトレーラー		61

省略

省略

注意

- 1 省略
- 2 車両番号の欄及び有効期限の欄に\*\*\*\*\*印の表示がある場合は、前年度以前の年度分の軽自動車税（種別割）に未納があるため、納税証明書として使用できません。

直ちに、未納の軽自動車税（種別割）を納付し、役場税務課

省略

省略

注意

- 1 省略
- 2 登録番号の欄及び有効期限の欄に\*\*\*\*\*印の表示があるものは、前年度以前の分の軽自動車税に未収があるためこの納税証明書は使用できません。

直ちに、未納の自動車税を納付し、役場税務課

で納税証明書の交付を受けてください。

### 3 省略

#### 様式第30号 (その3)

(表)

年度 軽自動車税 (種別割) 納税通知書 (口座振替用)

省略

省略

省略

軽自動車税 (種別割) は、4月1日現在の所有者(登録している人)に課税されます。

軽自動車税 (種別割) 明細

省略

省略

省略

軽自動車税 (種別割) は、上記のとおりですので通知いたします。  
なお、残高不足により引落できなかった場合は、振替月の翌月10日  
(休業の日は翌日) に、再度振替させていただきます。

省略

(裏)

- 1 地方税法第443条 \_\_\_\_\_ 及び松前町税条例第80条の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して、その所有者に軽自動車税 (種別割) が課せられます。

2・3 省略

- 4 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日

説明書  
～

で納税証明書の交付を受けてください。

### 3 省略

#### 様式第30号 その3

(表)

年度 軽自動車税 \_\_\_\_\_ 納税通知書 (口座振替用)

省略

省略

省略

軽自動車税 \_\_\_\_\_ は、4月1日現在の所有者(登録している人)に課税されます。

軽自動車税 \_\_\_\_\_ 明細

省略

省略

省略

軽自動車税 \_\_\_\_\_ は上記のとおりですので通知いたします。  
なお、残高不足により引落できなかった場合は、振替月の翌月10日  
(休業の日は翌日) に、再度振替させていただきます。

省略

(裏)

- 1 地方税法第442条の2 及び松前町税条例第80条の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して、その所有者に軽自動車税 \_\_\_\_\_ が課せられます。

2・3 省略

- 4 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日

説明書  
～

から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の\_\_\_\_\_租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- 5 軽自動車の廃車、売買又は標識紛失等の場合には、直ちに 申告をしてください。原動機付自転車、小型特殊自動車（テラー、トラクター、乗用装置を有する自脱型コンバイン、フォークリフト等）の届出は役場税務課へ、小型自動二輪・軽二輪車の届出は愛媛運輸支局へ、その他の軽自動車は軽自動車検査協会愛媛事務所へ

から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法\_\_\_\_\_第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合 \_\_\_\_\_」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合 \_\_\_\_\_に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- 5 軽自動車の廃車、売買又は標識紛失等の場合には、ただちに 申告をしてください。原動機付自転車、小型特殊自動車（テラー、トラクター、乗用装置を有する自脱型コンバイン、フォークリフト等）の届出は役場税務課へ、小型自動二輪・軽二輪車の届出は愛媛県陸運事務所へ、その他の軽自動車は軽自動車検査協会愛媛事務所へ

申告してください。これらの届出をしないと、いつまでも課税されますから注意してください。

軽自動車税  
種別割  
税額表

省略

申告してください。これらの届出をしないと、いつまでも課税されますから注意してください。

軽自動車税  
税額表

省略

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。